

『蘇斎筆記』訳注稿——経・易

吉 田 純

に多くが失われた有り様である。

これは十六巻の完本であるが、元群馬大学教授・水上静夫博士は、翁方綱の八巻の手稿本を蔵しておられる。手稿本にはもう一つ二松學舎大学付属図書館に四巻の手稿本を蔵する（お手紙にて問い合わせたところ、この四巻本も博士の旧蔵に係る由、始めて知った）。

翁方綱（一七三三—一八一八）は旧直隸省大興の人で乾隆十七年第一甲二十三名で進士となり官は内閣学士（従二品）にまで到った。

翁方綱の本分は金石学にあり、北京に設けた書室「蘇米斎」には拓本の珍品が山積していた。

この翁方綱が最晩年に経史子集および書法について、長年の蘊奥のエッセンスを披瀝したのが『蘇斎筆記』十六巻である。より若い頃の文章を集めたと思われる『復初斎文集』の、同様の事柄を述べた文章と比較してみても翁方綱が円熟しきつた境地にあったことが窺われる。

ただ『蘇斎筆記』は翁方綱の手稿本から二部の淨写本が作られ、そのうち李氏朝鮮の儒者・金正喜に贈られた本から戦前朝鮮で百部のみ影印されたものが遺るに過ぎず、その百部も第二次世界大戦中

限られた時間内での作業であり、殊に注には検討を要する点が数多く残されていると考るが、それらは今後御批正を得て改正してゆきたいと考えている。

本訳注の着想は全く西林昭一先生の御著書に基づくことを銘記す

る。また水上静夫博士からは一面識もない筆者の手紙に対し、即日懇切な御返書を賜つた。ここに記して深く感謝する次第である。

凡例

- (1) 札記体であるので、序文を〇とし、通し番号を付した。
- (2) 各条ごとに手稿本、定本、訳注の順に排列してある。
- (3) 手稿本、定本の三字下げで書いてある部分は割注である。
- (4) 手稿本は行草で書かれ、それを楷書に改める際には細かい点でいろいろ問題があるが、とにかくできる限り实物に忠実に、を心掛けた。

〇 手稿本

嘗見撰說部書者每多及於瑣屑怪異是以鄙意深戒不願作說部書也。惟昔人有以經說為之者而愚治經劄記已積成卷矣今就其必宜撮舉者或劄記所不能附入者偶筆一二焉然又見嗜學之士寓經說於筆記每自抒所得某條以資訂正夫治經宜通合全經貫徹之乃見此一條之是否也不則專筆此條使觀者矜為創獲而未嘗合上下精研之仍是欺人而已是以愚於治經之條不敢自舉所見其處以矜獨得者誠欲見此事之未易一二言耳

定本

嘗見撰說部書者、每多及於瑣屑怪異。是以鄙意深戒不願作說部書也。惟昔人有以經說爲之者、而愚治經劄記已積成卷矣。今就其必宜撮舉者、或劄記所不能附入者、偶筆一二焉。然又見嗜學之士、寓經說於筆記、每自抒所得某條以資訂正。夫治經宜通合全經貫徹之、乃見此一條之是非也。不則專筆此條、使觀者矜為創獲、而未嘗合上下精研之、仍是欺人而已。是以愚於治經之條、不敢自舉所見其處、以矜獨得者、誠欲見此事之未易一二言耳。

以前から説部の書物を眼にすると、多くはきまつて些細で奇妙なものになっていた。そこでわたくしは、説部の書物を作りたいとは思ふまいと深く戒めた。

ただ昔の人は経書の説きあかしをつくることがあった。経書の説きあかしといえば、わたくしの『治經箇記』⁽²⁾はすでに積み重なって大冊をなしている。

ここで、『治經箇記』の中からすくいあげる必要があるもの、あるいは『治經箇記』に付け加えて入れられなかつたものをあつめ、僅かばかりを気のむくままに書いた。

しかしながら、学問を好む癖の読書人が、経書の説きあかしを隨筆に寄せ、きまつて自分から、明らかにしたある箇条が、経書の文句の訂正の役に立つと述べているのを目にするが、そもそも治經といふものは、一つの経書まるごとをあまねく合わせ、それを貫いてはじめて、この一箇条の是非がわかる。そうしなければ、もっぱらこの一箇条をして、見る人に始めての業績だと尊敬させても、その一箇条の該当箇所の上下の部分を合わせ、詳しく研究していないから、やはり人をだますにすぎない。

そこでわたくしは、この『蘇齋筆記』卷一から三までの治經の諸箇条では、あえて自分から、経書についての考え方をその該当箇所に掲げず、そうすることで、独自の見解を誇る者に、心から、この治經のことがたやすくなかったことを示したくて、僅かを話すばかりである。

注

(1) 清の孫星衍(一七五三～一八一八)はその『孫氏祠堂書目』内編四卷外編三卷で、藏書を一年十二月の数に合わせて十一に分類し、

「説部」を書籍分類の独立した一類とした。孫星衍は、この「説部」について、

稗官のあつめたはなしや私撰の歴史書は、「伝来に根源があり、趙宋以前の載籍はどれも出典があり、隠れた批評を寄せているのがあつた。現在は鬼神をばかにし、根拠のないでちちあげで、虞初の不思議なことをするす意旨をまったく失つてしまつた。選択して取り上げ、あとはぜんぶ問題にしない。」

その範疇は、四部分類の子部・小説家類に相当する。「四庫全書総目提要」は、その梗概を以下のように説明している。

後漢の張衡の『西京賦』に、「小説」九百篇は、虞初から始ました」とあり、『漢書』藝文志「小説家」に、「虞初周説」九百四十三篇を著録し、その條下の班固の注では、虞初は前漢武帝時代の方士、といっているから、小説は武帝の時代に興つたのである。だから『漢書』藝文志「小説家」に著録する「小説十五家」の中、武帝期以降のものという班固の注の無い冒頭からの「伊尹説」「鬻子説」「周考」「青史子」「師曠」「務成子」「宋子」「天乙」「黃帝説」の九家については、班固は多く、後世の作で古い時代に擬託されたもの、と注している。

しかし戦国時代の屈原の「天問」は神怪なことをいろいろ陳べていて、出所が分からぬが、「小説家」として扱う場合がある。また先に挙げた『青史子』五十七篇を、前漢の賈誼の『新書』の「保傳」篇が逸早く引用していることからすると、来源そのものはふるく、虞初から始まつた、というのも單に虞初の時代に盛んになつたということにすぎない。

「小説」の区分をたどつてみると、三つにわかれる。一つは雑事を叙述するもの。一つは珍しい話を記録するもの。一つはこまごました話を集めたもの。唐・宋以後、作者はいよいよ多くなり、

1 手稿本

その中には、嘘偽り、間違い、でたらめ、惑わし等も勿論少なくないが、勸善懲惡を匂わし、見聞を広め、考証に役立つものも混ざっている。班固は『漢書』藝文志「小説家」の序で「小説家は思うに稗官から出のである」と云い、如淳の注に「王者は世間の風俗を知りたいと思って稗官という官職をつくり、世上の話をさせた」とある。だから知識を博く採りあまねく集めるというのも古の制度であって、当然、冗漫だからといって捨てざるには及ばない。

ここで、正当に近いものを選んで記録して見聞を広め、淫らででたらめでただ耳目を惑わすだけのものは退けて載録しない。

(2) 十二經の『附記』を指す。翁方綱原稿・門人英和校訂『翁氏家事略記』(翁方綱の自撰年譜、民国五年上海同文図書館石印本『復初齋文集』卷首)の嘉慶九年条に「数十年来諸經を温習して書きためたものを分類し原稿に書いて(左のものを)得た」、として、

易附記十六卷 書附記十四卷

詩附記十卷 春秋附記十五卷

禮記附記十卷 大戴礼附記一卷

儀礼附記一卷 周官礼附記一卷

論語附記二卷 孟子附記一卷

孝經附記一卷 爾雅附記一卷

要江盧抱經、嘗憾刻注疏者、周易卷前不載長孫无忌等上五經正義表

永徽四年二月趙國公无忌等上五經正義表見於宋本周易注疏卷

前今所行板本皆不載此表可以考見孔穎達正義在貞觀年間其校讎鑒寫則在永徽四年也蓋專為孔疏續進而作是表耳
然不若周禮注疏前不載賈公彥序周禮廢興一篇為要義也秀水朱氏
經義考於周禮賈疏序亦失載此篇又今俗塾讀本朱子易本義卷前一
序學者或謂朱子之序亦誤也此序是伊川先生作而未有明著之者猶
之俗塾所行說文始東終甲之本前應有李熹序而板本多仍載許氏舊
記於卷前其不知者竟曰為許氏原書也

定本

要江盧抱經、嘗憾刻注疏者、周易卷前不載長孫无忌等上五經正義表

永徽四年二月趙國公无忌等上五經正義表、見於宋本周易注疏卷前。今所行板本、皆不載此表。可以考見孔穎達正義在貞觀年間、其校讎鑒寫、則在永徽四年也。蓋專為孔疏續、進而作是表耳。

然不若周禮注疏前、不載賈公彥序周禮廢興一篇為要義也。秀水朱氏經義考、於周禮賈疏序亦失載此篇。又今俗塾讀本朱子易本義卷前一序、學者或謂朱子之序、亦誤也。此序是伊川先生作而

未有明著之者。猶之俗塾所行說文始東終甲之本前、應有李壽序、而板本多仍載許氏舊記於卷前、其不知者竟目爲許氏原書也。

浙江省余姚縣の盧文詔は、以前、注疏を刊刻する者が『周易正義』の冒頭に、唐の長孫无忌⁽²⁾等の「上『五經正義』表」⁽³⁾を載録しないのを残念がっていた。

「永徽四年二月趙國公无忌等上『五經正義』表」は、宋本『周易注疏』⁽⁴⁾の冒頭に見えるが、現在流傳している版本には、いずれもこの「表」が載録されていない。「表」の年月に照らして、

孔穎達が『五經正義』を著述したのは貞觀年間のことである。それを校勘し清書したのは永徽四年であったことが分かる。思うに孔穎達の『五經正義』だけを清書し、奉るにあたってこの「表」を作ったのであろう。

しかしそのことは、『周禮注疏』の冒頭に、賈公彥の「序周禮廢興」⁽⁵⁾一篇を載録しないほど重大事ではない。浙江省秀水府の朱彝尊⁽⁶⁾の、「經義考」卷百二十一、賈氏公彥『周禮疏』条の賈公彥の「周禮正義序」を載録している箇所でも、「序周禮廢興」を載録していない。

また、現在世間の塾で使う朱子の『周易本義』の本の冒頭にある「序」について、学者の中には朱子の著した序であると謂う人がいるが、正しくない。この「序」は程伊川先生の作であるが、いまだにそのことをはつきりさせた人がいない。程頤の「序」を朱子の

「序」と取り違える誤りは、ちょうど、やはり世間の塾で通行している、本来「一」から始まって「亥」で終わる後漢の許慎の字書『說文解字』を南宋の李壽がその字書の五百四十の部首を二百六韻の順序に並べ変えて「東」から始まって「甲」で終わるようにした『說文解字五音韻譜』の、冒頭には当照李壽の序が無ければならないのに、版本の多くは元どおり許慎氏のもとからある敘を冒頭に載録して、わけを知らない者はあらうことか許慎の原書と見なしているのと同じである。

注

(1) 康熙⁽⁷⁾（一七一七）～乾隆⁽⁸⁾（一七九五）。翁方綱と同年（乾隆⁽⁹⁾一七五三）の進士で（翁方綱は「第二甲一十三名」）、盧文詔は「第一甲三名」、かれのもつとも親しい友人の一人であった。

盧文詔は校勘學専門の「樸學」の最たるものとしてしか語られることがないが、乾隆⁽¹⁰⁾年の殿試の答案に直隸省の賦課稅が不當に重いことを直言し、乾隆帝の顔色を変えさせ直隸總督を詰責させ直諫の士と称賛させ（段玉裁『經韵樓集』卷九、「翰林院侍讀學士盧公墓誌銘」）、また朱子学にも篤く、校勘刊刻した諸書の題跋に、世人は朱子に対し些細な不備につけこんで朱子の全てを責める、と謂っている（翁方綱『復初齋文集』卷十二「送盧抱經南歸序」）。

(2) ?（顯慶⁽¹¹⁾（六五九）。洛陽の出身、字は輔機、封号は趙國公。永徽年間に勅命により『五經正義』を更定した。

(3) この文章はいま盧文詔撰『羣書拾補初編』経「五經正義表」に見えれる。

(4) 明の錢求赤影鈔宋本『周易注疏』がそれにあたる。

(5) 司馬光『資治通鑑』卷百九十五、貞觀十四年に、「命孔穎達與諸儒撰定疏、謂之『正義』」とあることによつてもそれは知られる。

(6) 買公彥作。『周禮』の沿革を記したもの。

2 手稿本

十翼孔子所作於彖象精微不啻指引告人後之學者熟玩彖象傳繫辭

說卦文言傳而易道明矣故曰知者觀其彖辭又曰其初其上其中爻又曰一與四同功而異位三與五同功而異位即此數節是聖人繫易之摠發凡也彖傳之於彖辭象傳之於象辭申繹無遺蘊矣後人自不善領會耳故必善翫彖象傳乃能得彖辭象辭之所以然也

一與四同功二節諸家說皆不明白詳見愚附記内

定本

十翼孔子所作、於彖象精微、不啻指引告人。後之學者熟玩彖・象傳・繫辭・說卦・文言傳、而易道明矣。故曰、知者觀其彖辭、

又曰、其初、其上、其中爻、又曰、二與四同功而異位、三與五同功而異位、即此數節是聖人繫易之總發凡也。彖傳之於彖辭、象傳之於象辭、申繹無遺蘊矣。後人自不善領會耳。故必善翫彖・象傳、乃能得彖辭・象辭之所以然也。

一與四同功二節、諸家說皆不明白。詳見愚附記内。

「第二爻と第四爻ははたらきが同じであるが地位が異なる」「第

「十翼」は孔子の作であり、六十四の卦と三百八十四の爻の細かな奥深さについて、ただ指さして人々に教えるばかりではない。後の世の学問をする人は、「十翼」の中の「象伝」「象傳」「繫辭伝」「説卦伝」「文言伝」を熟読玩味して、はじめて易の道理が明らかになる。

だから「繫辭下伝」第九^①章に、「知恵のすぐれたものは爻辞を視れば、大半を理解する」とあり、また「卦の初爻の意旨は察知し難い」「卦の上爻の意旨は察知しやすい」「中間の四爻がなければ十分でない」とあり、「第二爻と第四爻とは陰陽の位でいうとともに陰位であるから陽をたすけるというはたらきは同じであるが、貴賤の位でいうと第一爻は士で第四爻は公卿であるから地位が異なる」「第二爻と第五爻は陰陽の位でいうとともに陽位であるからそのはたらきは同じであるが、貴賤の位でいうと第三爻は大夫で第五爻は君であるから地位が異なる」とある。とりもなおさずこれら幾つかの節こそ、聖人が易の卦爻に解釈の言葉を書き綴った全般の要旨である。

「彖伝」は卦辞について、「象伝」は爻辞について、意旨を述べ究めて奥深くまで余すところが無い。分からなければ、それは後の世人自身がよく了解していないに過ぎない。

だから「彖伝」「象伝」を熟読玩味して、はじめて卦辞、爻辞がそのように書かれているわけを会得することができる。

三爻と第五爻ははたらきが同じであるが地位が異なる」の二節について、諸々の学者の学説はいずれもはつきりしない。詳しく述べはわたくしの『易附記』中に見える。

注

(1) 章の分けたには諸説があるが、ここでは朱熹『周易本義』に従つた。

3 手稿本

惟每卦之大象一條此聖人特起推舉之義亦有与卦義正相系者亦有不必與卦義正相系者此在每卦中須善會聖人用意處而程傳凡卦皆舉大象以蔽其全義是程傳之末深體聖言耳

定本

惟每卦之大象一條此聖人特起推舉之義亦有與卦義正相系者亦有不必與卦義正相系者此在每卦中須善會聖人用意處而程傳凡卦皆舉大象以蔽其全義是程傳之末深體聖言耳。

(1) 「乾」卦でいえば、象伝冒頭の「天行健、君子以自強不息」が大象である。

4 手稿本

易之取象惟卦之彖辭爻之象辭有之至夫子十翼之文則其中未有別生取象之說為漢學者處々求其取象甚至繫辭傳亦謂中有取象則謬矣然即卦辭爻辭漢儒處々泥於取象亦多失其指且即以說卦傳所舉乾為天為圓之類特約撮其概言之耳而為漢學者必處々泥執之則亦

非也

白雲敦氏於漸卦云說卦不言鴻而漸稱鴻因謂天地萬物無不具於易象說卦特舉其概使人觸類而長之耳此條最精凡固執漢學墨守苟虞之義者皆當書白雲郭氏此條置之坐右

定本

易之取象、惟卦之彖辭、爻之象辭有之。至夫子十翼之文、則必

すべての卦の大象⁽¹⁾のひとくだけりは、孔子がただその卦のなかから薦め挙げる意旨だけをさとしたものなので、卦の意旨とまさに一致する場合もあれば、卦の意旨とは必ずしも一致しない場合もある。

そこで逐一の卦の内ごとに、すべからく孔子の意図をよく理解しなければならない。しかるに、程頤の『伊川易伝』はすべての卦についてどれも大象を用いてその卦全体の意旨に当てている。これは『伊川易伝』が孔子の言葉をまだ深く理解していないに過ぎない。

中未有別生取象之說。爲漢學者、處處求其取象、甚至繫辭傳亦謂中有取象、則謬矣。然卽卦辭・爻辭漢儒處處泥於取象、亦多失其指。且卽以說卦傳所舉乾爲天、爲圓之類、特約攝其概言之耳。而爲漢學者、必處處泥執之則亦非也。

白雲敦氏、於漸卦云、說卦不言鴻、而漸稱鴻。因謂天地萬物無不具於易象。說卦特舉其概、使人觸類而長之耳。此條最精、

凡固執漢學、墨守荀虞之義者、皆當書白雲郭氏此條、置之坐

右。

『易』で卦画を物象に見たてることは、ただ卦辞、爻辞に有る。孔子の「十翼」の文章になると、その中にはまだ別に卦画を物象に見たてる説を造っていない。「漢学」をする者は到るところで卦画を

物象に見たてることを搜し求め、ひどいのになると「繫辭伝」にも卦画を物象に見たてることが有ると言うが、誤っている。そして漢儒が到るところで卦画を物象に見たてることに固執するのも、多く趣旨に合わない。かつ「說卦伝」に引く「乾」は天であり、圓である」の類も、たどおよそそのあらましを統べただけなのに、「漢字」をする者ははどうしても到るところでそれに拘泥しなければすまないのは、やはり間違いである。

南宋の郭雍氏は『郭氏伝家易説』の下經「漸」卦で云う。「說卦伝」では「鴻」を語らずに、「漸」卦で「鴻」を言う。だから天地と万物はすべて爻辞に具わっていると言える。『說卦伝』

注

(1) 郭雍『郭氏伝家易説』卷五、「漸」卦初六に文は同一ではないが同じ趣旨が見える。

5 手稿本

宋人惟朱氏漢上易傳多申明漢學取象之說如蒙象初筮告一條言取象者以艮爲求以震爲筮漢上傳疏之曰艮爲手有求之象震爲草以手持草筮也如此曲解以傳會取象之說爲漢學者其亦當知所別擇否

定本

宋人惟朱氏漢上易傳多申明漢學取象之說、如蒙象初筮告一條、言取象者、以艮爲求、以震爲筮。漢上傳疏之曰、艮爲手有求之象、震爲草、以手持草筮也、如此曲解以傳會取象之說、爲漢學者其亦當知所別擇否。

はただそのあらましを引き、人を『同類の事物に触れあうごとにこれを延長発展』させる(「繫辭上伝」)だけである。

このくだりは最も精審である。漢学に固執し、荀爽・虞翻の意旨を墨守するすべての者は、だれも郭雍氏のこのくだりを書き記して座右に置かねばならない。

宋人ではただ北宋の朱震の『漢上易伝』だけが多く漢学の卦画を

物象に見たてる説を重ねて述べている。たとえば、上經「蒙」卦の

卦辞の「初筮には告ぐ」というくだりで、卦画を物象に見たてるこ

とを説く者は内卦の「艮」を「求」の象とし、内互卦の「震」を

「筮」の象とするが、『漢上易伝』はこれを、

「艮」は手に「求」めることがある象、「震」は「草」であつて、⁽²⁾この卦の象は手で「草」を筮を持つということである。

と説明している。このように曲解して卦画を物象に見たてること一緒にたにする説については、「漢学」をする者も、やはり取るか否かを別ける基準を知らなければならぬ。

注

(1) 説卦伝第九章に「艮為手」とある。

(2) 惠棟「易漢學」卷三「虞(翻)氏逸象」に「震：為草莽」とある。

支演漢學之謬、如繫辭上傳末段、神而明之、存乎其人數語、分屬乾坤二卦。下傳末段、將叛者其辭慙六句、分屬震巽六子之卦、可笑極矣。此所謂漢學者事經千載以前、付之不論可耳。乃近日惠棟撰易述亦多仿效之、即如百姓日用而不知條下云、乾為百、坤為姓。其文理不通、謬妄至於此極、而嗜異者猶稱其書何也。

定本

(1) 「將叛者其辭慙六句」八字、百冊本脱す。今補う。

漢學を祖述する誤りとして、例えは「繫辭上伝」の終わりの段の「神にして之れを明らかにするは、其の人に存し、黙して成し、言はずして信あるは、徳行に存す」の数語について、「黙して成し」を「坤」に「言はずして信あるは」を「乾」に分属し⁽¹⁾、「繫辭下伝」の終わりの段の「将に叛かんとする者は其の辞慙ず」「中心疑う者はその辞枝る」「吉人の辞は寡し」「躁人の辞は多し」「善を誣うる人は其の辞游す」「其の守を失う者は其の辞詘す」の六句をそれが「乾」(父)・「坤」(母)が生ずる「坎」(中男)・「離」(中女)・「艮」(少男)・「震」(長男)・「兌」(少女)・「巽」(長女)の六子の卦に分属している⁽²⁾のは物笑いもいいところだ。これはいわゆる、漢の漢學者事經千載以前付之不論可耳乃近日惠棟撰易述亦多仿之效之即如百姓日用而不知條下云乾為百坤為姓其文理不通謬妄至於此極而嗜異者猶稱其書何也。

6 手稿本

支演漢學之謬如繫辭上傳末段神而明之存乎其人數語分屬乾坤二卦下傳末段將叛者其辭慙六句分屬震巽六子之卦可笑極矣此所謂漢學者事經千載以前付之不論可耳乃近日惠棟撰易述亦多仿之效之即如百姓日用而不知條下云乾為百坤為姓其文理不通謬妄至於此極而嗜異者猶稱其書何也

「辞上伝」第五章の「仁者は之を見て之を仁と謂ひ、知者は之を見て之を知と謂ひ、百姓は日に用いて知らず、故に君子の道は眇し」條下の注で「乾は『百』為り、坤は『姓』為り」と云う。⁽³⁾その文章の筋が通らぬ、出鱈目はここまでひどいのに、嗜異の者はなおその書を称えるのは、どういうわけか。

注

(1) 惠棟『周易述』卷十六(『皇清經解』卷三四四)、「默而成、不言而信、存德行」条下の〔注〕に「坤為：『默而成』、乾為『不言而信』」とある。

なお〔注〕は、

(惠棟は)『周易述』という編著をし、専ら虞翻を宗とし荀卿・鄭玄諸家の意旨を参考にし、その旨意をあつめて「注」をつくり、その説を推し広めて「疏」をつくった(撰『周易述』一編、專宗虞仲翔、參以荀・鄭諸家之義、約其旨為「注」、演其說為「疏」)、(江藩『國朝漢學師承記』、中華書局、一九八三、P.二四)とあるように、漢儒の説を集め、「之」を融化して注を書き、又此れに疏を作つた(傍点筆者)(狩野直喜『中國哲學史』、岩波書店、一九五三、P.五五一)ものである。

(2) 惠棟『周易述』卷十八(『皇清經解』卷三四六)、「將叛者、其辭慙」「中心疑者、其辭枝」「吉人之辭寡」「躁人之辭多」「善之人、其辭游」「失其守者、其辭詘」各条下の〔注〕に、それぞれ「坎人之辭也」「離人之辭也」「艮人之辭也」「震人之辭也」「兌人之辭也」「巽人之辭也」とある。なお〔疏〕は「坎」「離」「艮」「震」「巽」に配当することを「虞(翻)義也」としている。

(3) 惠棟『周易述』卷十五(『皇清經解』卷三四三)、「仁者見之謂之仁」、

7 手稿本

卦氣之説起於漢儒而宋儒復推演之卦變之説亦起於漢儒而宋儒復推演之實皆非學易者所必當究心也胡東樵易圖明辨一書剖析允矣然學者讀易之法則又不可純以空言藉口於省身寡過而於一切陰陽剛柔外內上下乘承比應反不究心則又恐涉於專言理學之書轉足激成演測漢學者之弊耳

定本

卦氣之説、起於漢儒而宋儒復推演之。卦變之説、亦起於漢儒而宋儒復推演之。實皆非學易者所必當究心也。胡東樵易圖明辨一書、剖析允矣。然學者讀易之法、則又不可純以空言藉口於省身寡過、而於一切陰陽、剛柔、外內、上下、乘、承、比、應、反不究心、則又恐涉於專言理學之書、轉足激成演測漢學者之弊耳。

卦氣の説は漢儒に起つて宋儒が敷衍し、卦変の説もやはり漢儒に起つて宋儒が敷衍したが、実際どちらも『易』を学ぶ者がどうしても追求しなければならないものではない。胡渭の『易図明辨』がそのところをはつきりさせたのももつともなことである。しかし

知者見之謂之知、百姓日用而不知、故君子之道眇矣」條下〔注〕、「乾為『百』、坤為『姓』」。

学ぶ者が『易』を読む法とは、また空言をもつて省身寡過にかこつけ、逆に陰陽、剛柔⁽²⁾、外内、上下、乘・承・比・応の一切を追求しないのではない。それではまた、恐らく専ら理学の書を口にすることになり、逆に漢学をのべきわめる者の弊害をあおりたてるに止まるだけである。

注

- (1) 『易図明辨』卷九に「卦變」を論じる。
- (2) 剛・柔とは卦爻の徳をいい善惡の別がある。
- (3) 六爻相互間の関係をしめす語。乗とは陰爻が陽爻の上に乗ること、承とは陰爻が下にあって上に陽爻を承ること、比とは隣あう爻が一陰一陽であること、應とは初と四か、二と五か、三と上かが一陰一陽になっていること。

8 手稿本

凡為學之要自必以恪守程朱為正路也易則程傳理極精醇矣而朱子時或有同異者朱子用心尤精密也惟是就其大端言之則朱子有過信邵子處如說卦傳萬物出乎震節反以邵子所謂先天方位疑易卦之方
位此則害經之最甚者矣恐本義是朱子未完之本耳項氏玩辭胡氏通釋二書皆朱子之功臣也

定本

凡為學之要、自必以恪守程朱為正路也、易則程傳理極精醇矣。而朱子時或有同異者、朱子用心尤精密也。惟是就其大端言之。

則朱子有過信邵子處。如說卦傳萬物出乎震節、反以邵子所謂先天方位疑易卦之方位、此則害經之最甚者矣。恐本義是朱子未完之本耳。項氏玩辭・胡氏通釋一書、皆朱子之功臣也。

およそ学問をなすかなめは、もちろん程・朱を神妙に守ることを正道とする。

『易』では程頤の『伊川易伝』が、理がきわめて純粹である。しかるに朱子の『周易本義』に時として『伊川易伝』と異同が有る場合には、朱子の注意がすぐれて精密である。

ただこれはあらましについてのことであって、朱子には邵雍を過信したところがある。たとえば『説卦伝』第五章で八卦を東西南北の方位に配当した、

「巽」は東南なり」「離」とは・南方の卦なり」「坤」とは・(西南)」「兌」は・(西)」「乾」は西北の卦なり」「坎」とは・(正北方)の卦なり」

という段落で、かえって邵雍の「先天八卦図」にいう「先天方位」、『乾』は南、「坤」は北、「離」は東、「坎」は西、「兌」は東南、「艮」は西北、「震」は東北、「巽」は西南。
を拠りどころにして、「説卦伝」第五章の方位に疑義を抱いている⁽¹⁾

が、これは書経の最たるものである。

恐らく『周易本義』とは朱子の未定稿だからであろう。南宋の項

安世氏の『周易玩辞』十六巻と、元の胡炳文氏の『周易本義通釈』

十二巻の一書はいずれも、それがあつてはじめて朱子の意旨が明らかになるものである。

注

(1) 『周易本義』説卦伝、第五章に自注して、「此第五章所推卦位之説、多未詳者」という。

對古人、足以質今人矣。若不精研漢學、博稽訓詁考證之實際、而徒事株守程朱者、是欲尊程朱而未知所以尊也。

遠い遠い昔の孔子・孟子の後、程・朱によつてはるかにそのころのことを質すのは、十中一のことをお窺いするにも足りないとはいへ、これをおいて正しいみちすじは無いのである。

現在の治経では、試しに人に程・朱を神妙に守ると告げてみると、往々にしてそれが固陋だと笑う者がいる。

わたくしはひとりひそかに座右に二言を記す、「馬融・鄭玄を広く統べおさめ、程・朱にそむくなれ」と。この両義を兼ねれば、昔の人に立ち向かうに足り、当代の人人に問いただすに足りる。

漢学の博考・訓詁・考証の実事をくわしく研鑽せず、ただ偏狭に程・朱にしがみつき融通をきかせないでいる者は、程・朱を尊ぼうとしてまだその尊ぶ理由を知らないのである。

9 手稿本

千古萬古孔孟後以程朱遙質之雖未足以仰窺什一然舍是更無正路也今日治經試語人以恪守程朱往々有笑其固陋者愚竊私記於座隅

二言曰博綜馬鄭勿畔程朱兼斯義也足以對古人足以質今人矣若不精研漢學博稽訓詁考證之實際而徒事株守程朱者是欲尊程朱而未知其所以尊也

10 手稿本

近人竇應汪懋竑有白田雜著一書詳考朱子所未定之處此非尋摘朱

子之失乃正以翼朱子之書也東吳惠棟於易有本義辨證一書亦頗有所見而世人不甚傳之世所傳者惠棟周易述其書嗜異炫博竟敢斥富

有之謂大業以下四十六字為後師所訓又謂天一地二以下廿字出於愚竊私記於座隅二言曰博綜馬鄭勿畔程朱兼斯義也足以

後人又謂說卦傳乾健也以下出於後人是則吾學侶所當見而髮指者

定本

○讀易者見有侮聖言當爲髮指者先從歐陽疑繫辭始矣愚更於後卷論歐文內詳之

定本

近人寶應汪懋竑有白田雜著一書、詳考朱子所未定之處。此非尋摘朱子之失、乃正以翼朱子之書也。東吳惠棟於易有本義辨證一書、亦頗有所見。而世人不甚傳之。世所傳者、惠棟周易述。其書嗜異炫博、竟敢斥富有之謂大業以下四十六字爲後師所訓。又謂大一地二以下廿字出於後人。又謂說卦傳乾健也以下出於後人。是則吾學侶所當見而髮指者。○讀易者見有侮聖言當爲髮指者、先從歐陽疑繫辭始矣。愚更於後卷論歐文內詳之。

近人の江蘇省宝應県の王懋竑に『自由雜著』という著書があり、朱子の『周易本義』の完結を見ていない箇所を詳しくしらべている。これは朱子のあやまりをつづくのではなく、まさに朱子の『周易本義』を補佐しているのである。

蘇州の惠棟には『易』の方面で『周易本義辨証』という著書があり、なかなか見るべきものがあるが、世間の人はあまり広めない。世に広まっているのは同じ惠棟の『周易述』である。

『周易述』は嗜異し博搜をてらい、あろうことか「繫辭上伝」第五章の「富有之謂大業、日新之謂盛德、生生之謂易、成象之謂乾、爻法之謂神、極數知來之謂占、通變之謂事、陰陽不測之謂神（富有之謂占、通變之謂事、陰陽不測之謂神）条下の「注」に、「此四十六

を大業と謂ひ、日新之を盛徳と謂ひ、生生之を易と謂ひ、象を成す之を乾と謂ひ、法に爻る之を神と謂ふ。数を極め來を知る之を占と謂ひ、変に通する之を事と謂ひ、陰陽測られざる之を神と謂ふ）」四十六字を指して「後師の訓ずる所」とする。さらに「繫辭上伝」第九章の「天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十」二十字を後世の人の手になるものといい⁽⁴⁾、そのうえ「説卦伝」の第七章冒頭の「乾健也（乾は健也）」以下、第十一章の末尾までを、後世の人の手になるものという⁽⁵⁾。これこそは我等学友が眼にしたならば怒神天を指して怒らねばならないものである。

『易』を読む者が、孔子の作になる「十翼」の言葉を侮るのを眼にして、怒神天を指して怒らねばならないことは、先は北宋の歐陽脩が「繫辭伝」に疑義を抱いたときから始まった。わたくしは本書の卷七の『歐陽文忠公集』を裁いた内で、さらに詳しく明らかにするつもりだ。

注

(1) 『白田草堂存藁』「雜著」の冒頭に「易本義九圖論」があり「易本義九圖、非朱子之作也」で始まる考察を載せている。

(2) 五卷。邵懿辰『增訂四庫簡明目錄標注』によれば常熟蔣氏省吾堂刊本、また日本享和二年（一八〇二）覆刻薄光彌本。

(3) 惠棟『周易述』卷十五（『皇清經解』卷三四三）、「富有之謂大業、日新之謂盛德、生生之謂易、成象之謂乾、爻法之謂神、極數知來之謂占、通變之謂事、陰陽不測之謂神」条下の「注」に、「此四十六

字、後師所訓」とある。

以下六句皆抄入鄭康成易注中

(4) 『周易述』卷十六（『皇清經解』卷三四四）、「天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十」条下の〔注〕にも〔疏〕にも見えない。

(5) 『周易述』卷二十（『皇清經解』卷三四八）、「乾健也、坤順也、震動也、巽入也、坎陷也、離麗也、艮止也、兌說也」条下の〔注〕に、「自此而下、皆『易』後師所益」とある。

11 手稿本

近日學者於易學既不能虛衷研核諸家之說矣。願轉欲高談荀虞者蓋徒欲立異於程傳朱義之外故為此以矯之耳。其實所據荀虞之說初未見荀虞全書也。未見其全書而但摘其流傳之一二初未知其某條之上云何而欲據以為說則其事更宜慎矣。此不過就李資州易解所輯得其僅存者也。其中固亦有可資攷據處。然李氏易解中所採諸家說可資攷據者時有之。不僅荀虞也。即如鄭康成之說、宋王浚儀嘗抄集為卷矣。近日惠氏棟又增輯之。學者善擇焉可也。然如井九三、鄭說以三為艮爻故有山下井谷之說此語本非經之正義而輯鄭氏易者曰九二坎爻坎為水上直巽九三艮爻艮為山山下有井必因谷水所生魚無大魚但多鮒魚耳言微小也。夫感動天地此魚之至大射鮒井谷此魚之至小故以相況此條出於劉達吳都賦注言微小也。以下乃是劉達注釋吳都賦之語所謂感動天地者指左思賦詹何任公子釣魚二事也。所謂故以相況者指東吳王孫與西蜀公子相設喻也。而輯鄭氏易者誤以言微小也。

定本

近日學者於易學既不能虛衷研核諸家之說矣。願轉欲高談荀虞者蓋徒欲立異於程傳・朱義之外、故為此以矯之耳。其實所據荀虞之說、初未見荀虞全書也。未見其全書而但摘其流傳之一二、初未知其某條之上云何而欲據以為說。則其事更宜慎矣。此不過就李資州易解所輯得其僅存者也。其中固亦有可資攷據處。然李氏易解中所採諸家說可資攷據者時時有之。不僅荀虞也。即如鄭康成之說、宋王浚儀嘗抄集為卷矣。近日惠氏棟又增輯之。學者善擇焉可也。然如井九三、鄭說以三為艮爻、故有山下井谷之說。此語本非經之正義。而輯鄭氏易者曰、九二坎爻、坎為水、上直巽、九三艮爻、艮為山、山下有井、必因谷水所生魚、無大魚、但多鮒魚耳。言微小也。夫感動天地、此魚之至大。射鮒井谷、此魚之至小、故以相況。此條出於劉達吳都賦注。言微小也。以下乃是劉達注釋吳都賦之語、所謂感動天地者指左思賦詹何・任公子釣魚二事也。所謂故以相況者、指東吳王孫與西蜀公子相設喻也。

此或抄胥之失校王氏所輯鄭易者應刊正之

近日惠棟周易述申之曰鄭據六日七分謂中孚十一月卦辭豚魚吉巽為魚巽以風動天故云感動天地井五月卦九二失位微陰未應故云魚之至小此真扣槃捫籥可笑之尤者而居然自以為說經傳會漢學之謬有如此者

也。而輯鄭氏易者誤以言微小也以下六句皆抄入鄭康成易注中。

此或抄胥之失。校王氏所輯鄭易者、應刊正之。

近日惠棟周易述申之曰、鄭據六日七分謂、中孚十一月卦、辭豚魚吉。巽爲魚、巽以風動天、故云感動天地。井五月卦九二失位、微陰未應、故云魚之至小。此真扣槃撋籥可笑之尤者。而居然自以爲說經傳會漢學之謬、有如此者。

近ごろの学ぶ者は、易学について、すでに諸学者の説を虚心によく調べることができなくなつた。かえつて逆に漢易の荀爽・虞翻を盛んに論じたがる者は、思うにただ程頤の『伊川易伝』・朱熹の『周易本義』に異論をのべたいと思って、漢易に手を染めてうわべを偽るにすぎない。その実、依拠する荀爽・虞翻の説は、土台、荀爽・虞翻の著書をまるごと眼にしたわけではないのである。著書をまるごと眼にしたのではなく、ただ伝わった僅かの箇条をかいづまんだけであつて、土台、箇条の順序が分かるわけではない。どうしてそれを根拠に説を立てたいと思うのか。その事はいつそう気をつけなければならない。

荀爽・虞翻の説は、唐の李鼎祚が『周易集解』に集めたものから、僅かに残るものを得たに過ぎない。その中には勿論攷据の助けによる部分も有る。

しかしながら李鼎祚の『周易集解』の中に採られた諸学者の説には、しばしば攷据の助けになるものがあり、ただ荀爽・虞翻の説だ

けではない。

例えは鄭玄の『周易注』は、かつて南宋の王応麟が輯佚して『周易鄭康成注』一巻をつくつた。近ごろ惠棟氏はさらに増補輯佚して『鄭氏周易』三巻とした、学ぶ者ははうまくここからえらべよ。

しかし、例えは「下經」の「井」の九三で、鄭玄は「九三、艮爻也」と注して、大成の卦の「井」の三の陽爻を八卦の「艮」の三の陽爻に相当すると考えたから、「艮」は山であり（「説卦伝」第十一章）、その山のふもとには井戸の中の水が湧き出すくぼみがある、という説ができたが、この説はもともと經の正しい解釈ではない。

しかるに鄭玄の『周易注』を輯佚する者は、

九二は「坎」爻（也）、「坎」を水と為す（「説卦伝」第十一章）、「巽」に上直す。九三は「艮」爻（也）、「艮」を山と為す（「説卦伝」第十一章）、山下に井有り、必ず谷水に因れば、生む所の魚に大魚無し、但だ鮒魚多き耳。微小なるを言う也。夫れ天地を感動せしむ、此れ魚の至つて大なり、鮒を井谷に射る、此れ魚の至つて小なり、故に以て相い況う。

とするが、此の箇条は左思の「吳都賦」の劉達注に出るもので、「微小なるを言う也」以下は劉達が「吳都賦」を注釈したものであり、謂う所の「天地を感動せしむ」とは、左思の賦の、詹何と任公子の魚釣りの一事を指し、謂う所の「故に以て相い況う」とは東吳王孫が西蜀公子とたがいに喻え話をするのを指したものである。

しかるに鄭玄の『周易注』を輯佚する者は、誤って「微小なるを言う也」以下六句をば鄭玄の『周易注』中に書き入れている。

これはひょっとしたら書き役の過ちかもしだれ。王応麟氏が

輯佚した『周易鄭康成注』を校正する者は、当然けずりたださなければならぬ。

近人の惠棟は『周易述』の中でこれを引伸して、

鄭玄は六日七分^{〔1〕}に據つて、「〔井〕の内卦「巽」は「中孚」の外卦であり、その「中孚」は十一月の卦であり、卦辞に「豚魚にして吉なり」とあり「巽」を魚と為し「巽」は〔説卦伝〕第十一章に「巽」を風と為すとあり) 風をもって天を動かすから「天地を感動せしむ」と云う。「井」は五月の卦であり、九二は陽爻でありながら陰位にあり、初六が六四と応じないから「魚の至つて小なり」と云う。

とするが、これは真に勘違いであり嗤うべき最たるものである。しかしかるに些^{〔2〕}かも動ぜず、自ら説経と思い込んでいた。漢学に聯属しないものを合して一となす誤りとしてこのような者がある。

(1) 六十四卦から坎・震・離・兌を除いた六十卦を、一年三百六十五日と四分の一に配し一つの卦を六日と八十分の七に配し卦五つで一ヶ月とし旧暦の四季に分け、小過・蒙・益・漸・泰(一月)/需・隨・晉・解・大壯(二月)/豫・訟・蠱・革・夬(三月)/旅・師・比・小畜・乾(四月)/大有・家人・井・咸・姤(五月)/鼎・豐・

注

定本

今人言治經、往往視易・書・詩爲童年所肄誦、不欲深言以泥其難解之痕迹。而動輒言欲治三禮。其實三禮非一事也。周禮固不知是何時所成。禮記成於漢時、則人所共知矣。惟儀禮最古、即以易證之。豐初九雖旬无咎、即聘禮畢歸大禮曰旬、而稍旬之外為稍久留、非常賈疏旬而稍者賓客之道十日爲正一句之後或逢凶變不得時、反則有稍禮。鄭康成曰：初脩禮上朝四四以匹敵恩厚待之、雖留十日不為咎。近日惠氏引此以證過旬逢凶變即象傳過旬災也、極精當矣。又中孚初九虞吉有他不燕、虞即士虞禮之虞祭他即他祭不燕即不寧、即此一條可證殷之末周之初此禮經已著於篇也。

12 手稿本

換・履・遯(六月)、常・節・同人・損・否(七月)、巽・萃・大畜・賁・觀(八月)、歸妹・无妄・明夷・困・剝(九月)、艮・既濟・噬嗑・大過・坤(十月)、未濟・蹇・頤・中孚・復(十一月)、屯・謙・睽・升・臨(十二月)、の順に配当する。

(2) 惠棟『易漢學』卷三(『皇清經解』卷一四二)「虞(辞)氏逸象」、「巽・為魚」。

以易證之。豐初九、雖旬无咎。即聘禮畢歸大禮曰、旬而稍。旬之外爲稍。久留非常。賈疏、旬而稍者、賓客之道十日爲正、一旬之後、或逢凶變、不得時反、則有稍禮、鄭康成曰、初脩禮上朝、四四以匹敵、恩厚待之、雖留十日不爲咎。近日惠氏引此、以證過旬逢凶變、即象傳過旬災也。極精當矣。又中孚初九、虞吉有他不燕、虞卽士虞禮之虞祭、他卽他祭、不燕卽不寧。即此二條可證殷之末、周之初此禮經已著於篇也。

今時の人が治經について語ると、しばしば『易』『書』『詩』は子供のころ暗誦するものとみなし、深入りして難解な痕跡にしづみたがらず、やもすれば『三礼』を治めたいと言うが、實際は『三礼』というのはたった一つのことではない。

『周禮』はもちろんいつの時代にできたものか定かではなく、『礼記』が漢代に成立したのは人々がみな知っていることである。

ただ『儀礼』だけが最も古い。とりもなおさず『易』によつてそれが証明できる。

『周易』下經「豐」初九の爻辞に、

雖旬无咎。

とあるのは、以下のようなことである。『毛詩』周頌「有客」孔穎達『正義』に引く鄭玄の『周易注』に、

聘礼・畢帰大礼の「記」に「旬而稍」とある。「旬」（十日間）

をすぎた分が「稍」であり、そのようにながら留まるのは普通

ではない。

とある。『儀礼』聘礼「旬而稍」の買公彥の『儀礼疏』には、賓客がふみおこなうべき行動は、一旬の滞在をもつて正規とする。：「旬の後、凶変に遭遇して帰る時期が得られない時がある。そこで稍礼がある。

とある。『毛詩』周頌「有客」孔穎達『正義』に引く鄭玄の『周易注』に、

初めて礼の規定にのつとり朝廷へでてもうしぶんなく肩をならべるので、厚誼をもつてそれを待遇し、十日留まつても咎めだてはしない。

とある。最近惠棟氏はこの買公彥疏の「一旬の後、凶変に遭遇する」が『周易』『豐』卦初九の象伝「過旬災也」に他ならないことを証明している⁽¹⁾が、極めて精確で正当である。

また下經「中孚」初九の爻辞、

虞、吉。有他、不燕。

の「虞」は『儀礼』「士虞禮」の祭礼に他ならず、「他」は他の祭礼、「不燕」は「寧^{やす}からず」に他ならない。

この二箇条により殷末周初にはこの『礼經』が書物として成立していたことが証明される。

注

(1) 惠棟『周易述』は下經「鼎」以下を欠くため確認できない。

13

手稿本

説文字學之圭臬据以證經可也然必處々以說文所引為正則亦不能概論之如惠氏據說文引乾三爻辭增入𠂇字又据以改屯六二「乘馬班如為乘馬驥如皆誤也」

𠂇字王氏引之駁惠說驥字臧氏琳駁惠說甚當竝詳愚附記卷内

至若升初六允字諸家說皆未安必應從說文作𦗔而解此爻者皆不之及何也

定本

説文字學之圭臬、据以證經可也。然必處處以說文所引為正、則亦不能一概論之、如惠氏據說文引乾三爻辭、增入𠂇字、又据以改屯六二、乘馬班如為乘馬驥如、皆誤也。

𠂇字王氏引之駁惠說、驥字臧氏琳駁惠說、甚當。竝詳愚附記卷内。

至若升初六允字、諸家說皆未安。必應從說文作𦗔而解此爻者、

皆不之及何也。

『説文解字』は文字学の模範であり、それによつて経書を証拠立てよ。しかし『説文解字』所引の経書の文章を絶対に到るところ正当としていいかというと、やはり一概には言えない。

例えは惠棟氏は、『説文解字』七篇上「夕」部「𠂇」字の説解所

引の、『周易』上經「乾」卦・九三の爻辞「夕惕若𠂇」を根拠にして、『周易述』卷一で「夕惕若厲」に「𠂇」字を加え「夕惕若𠂇厲」とし、さらに『説文解字』十篇上「馬」部「驥」字の説解所引の、

『周易』下經「屯」卦・六二の爻辞「乘馬驥如」を根拠にして、『周易述』卷一で「乘馬班如」⁽³⁾を「乘馬驥如」に改めているが、いずれも誤りである。

「𠂇」字については王引之氏が惠棟の説に反駁し、「驥」字については臧琳氏が惠棟の説に反駁しているが、甚だ当を得てい

る。すべて詳しいことはわたくしの『易附記』十六卷中に記した。

「升」卦の初六の爻辞の「允升」字などになると諸家の説はいづれも妥当でない。ぜひ説文十篇下「本」部の「𦗔」字に引いて「𦗔升」に作るのに従つてこの爻を解すべきであるように思うが、誰もそれに言及しないのはどういうわけか。

注

(1) 「夕惕若厲（夕惕厲に若ふ）」とは、朝から夕までおそれつしんで政務にしたがう、の意。

(2) 「周易述」卷一、上經「乾」卦「九三君子終日乾乾夕惕若𠂇厲」^(疏)に、「俗本皆脱「𠂇」字。『説文』「夕」部引「易」曰「夕惕若𠂇」：俗本脱「𠂇」今從古增入也」とある。

(3) 「乘馬班如（馬に乗りて班如たり）」とは、馬に乗つてぐるぐるまわりする、の意。

(4) 『經義述聞』卷一「夕惕若厲」条に、「乾」卦の文言伝の引用が「夕惕若厲」とあって「寅」字が無いこと以下五つの証拠を挙げて反駁している。

(5) 説解に「升、進也」とあり、それに従うと「當に升るべし」ではなく、「脱升」二字で「升る」の義になる。

(2) 『周易本義通釈』彖下伝に「要之、『本義』以二爻相比者為變」とある。

14 手稿本

王輔嗣不取象而虛言况喻孔疏於渙之彖傳發之朱子必取比爻以言卦變雲峯胡氏亦於渙之彖傳發之此二條可作發凡也

定本

王輔嗣不取象而虛言况喻、孔疏於渙之彖傳發之。朱子必取比爻以言卦變、雲峯胡氏亦於渙之彖傳發之。此二條可作發凡也。

定本

易孔疏房氏義海所引頗有出於注疏本孔疏之外者今所見者南宋李衡義海撮要耳房氏義海惜不傳矣

15 手稿本

易孔疏、房氏義海所引、頗有出於注疏本孔疏之外者。今所見者南宋李衡義海撮要耳。房氏義海惜不傳矣。

『易』の孔穎達疏の引用は房審權の『周易義海』が、注疏本の孔穎達疏以外から出るもののがかなり多い。『周易義海』⁽¹⁾は今眼にするのは南宋の李衡の『周易義海撮要』だけである。房氏の『周易義海』が佚失してしまったのは惜しい。

朱子が隣りあう二爻について卦変で説明するのは元の胡炳文『周易本義通釈』がやはり「渙」の彖伝で摘要している。⁽²⁾この二つの摘要は凡例となしうる。

注

(1) 陳振孫『直齋書録解題』卷一、「周易義海撮要」の項に、「熙寧（北宋）中、蜀人房審權編『義海』凡百卷」とある。

注

(1) 調査中である。

16
手稿本

者。雖欲自絕、亦何傷於日月。今於類記經義姑略言其概、而於後卷歐陽子集中謹詳具之。

唐宋後說易之家不可枚舉要其剖說演說即或有叢雜紛岐無甚戾於經者惟是最著之通儒而有最偏謬之見貽害後學不得不糾正者則如廬陵歐陽脩之顯斥繫辭說卦文言以為皆非聖人所作此則害理傷道之尤甚者六經惟易最難領會千載下讀者惟賴聖人十翼為治經之指南即以繫辭傳初率其辭而揆其方以下數段是聖人著讀易之總凡例學者捨是更何憑仰測乎

此數段朱子亦若未極詳者

而歐陽敢毅然以繫傳為不出聖人所作此其誣經侮聖實畔道之大者雖欲自絕亦何傷於日月今於類記經義姑略言其概而於後卷歐陽文集內謹詳具之

唐・宋以後、「易」に注釈した学者は数えきれないが、大体その説明は、たとえ錯雜・誤解があつたとしても、經書に違背するほどひどいものはなかつた。

ただひとつ、最も著名な通儒でありながら最も誤った考え方を持ち、後学に害をのこすので糾弾せざるを得ないのは、廬陵⁽¹⁾の歐陽脩の、公然と「繫辭伝」「説卦伝」「文言伝」を指していざれも孔子の作ではないとする事である。これは理をそこない道をやぶる最たるものである。『六經』にあって『易』は最も会得するのが難かしい。千年の後にあって『易』を読む者は、ただ孔子の作になる「十翼」をば治經の指南とするのである。例えば「繫辭下伝」第八章の「初め其の辞に率ひて其の方を揆る」以下の第九、十、十一、十二章は孔子が著わした『易』を読む上での全体の凡例であり、学ぶ者はこれを置いてほかに何にたよつて仰ぎ知るのか。

「繫辭下伝」第八章以下の六章は、朱子の『周易本義』も、極く詳しくは説明していないものである。

しかしに歐陽脩は恐れずきっぱりと「繫辭伝」を孔子の作ではないとする。その經書をないがしろにし孔子を侮る仕業は、實際おおいに道にそむくものである。自ら絶滅することをのぞむとはいえ、歳月によつて傷つくことがあるうか。經書の意旨のあらましを記す

而歐陽敢毅然以繫傳為不出聖人所作。此其誣經侮聖實畔道之大

此數段朱子亦若未極詳者。

歲月によつて傷つくことがあるうか。經書の意旨のあらましを記す

此處ではしばしばその概略を言い、卷七の『歐陽文忠公集』を論じる中で、謹んでありますところなく詳しく述べる。

人經義存亡考而作專留意於存佚而未暇計及後人之詳考也愚雖有人經義存亡考而作專留意於存佚而未暇計及後人之詳考也愚雖有補正數卷又吾同年盧抱經亦作補正數卷則皆摭拾其一二端而已最

是每條歲月之未補是一大憾事耳

注

- (1) 博学で万事に通達した学者。
- (2) 現在の江西省吉安市。
- (3) 第二四一～二五五条。

定本

項氏安世周易玩辭作於慶元四年戊午在朱子本義後之二十二年。而秀水朱氏經義考載此書於朱子之前夫既稱考矣而不審時世之先後奚以考為耶且如陸氏釋文不著歲月而其自序稱癸卯當是陳至德元年非貞觀癸卯也其書無歲月者尚宜詳審况其有歲月者乎而朱竹垞經義考於每書之序多刪去其歲月觀者何自而考其師承之緒及其先後從違之迹乎方綱昔在史館勘四庫書時每欲就所見詳核錄其歲月以補成之亦有今見其書而竹垞未載者亦有竹垞所載而今未見者竟未獲編寫成帙又嘗欲通合古人著述彙其年月編為一書以備考即如鄭康成生在許叔重說文解字後之廿九年諸如此類關於考證者或據史傳或据注語通微照會編次之亦藝林所必資也又朱氏經義考所載每書考辨論說皆渾之為某人曰不著其出於某書某注某集則其言之指歸無由見而於學人參稽互證之處亦無所裨助蓋竹垞此書因昔

(1) 百冊本「二十」に改むるも其れ10條に「廿」と作りて改めざれば此處は手稿本に従う。

手稿本

意於存佚、而未暇計及後人之詳考也。愚雖有補正數卷、又吾同年盧抱經亦作補正數卷、則皆摭拾其一二端而已。最是每條歲月之末補、是一大憾事耳。

項安世氏の『周易玩辞』は南宋の慶元四年戊午に作られ、朱子の『周易本義』の二十二年後である⁽¹⁾が秀水の朱彝尊氏の『經義考』はこの書物を朱子の前に著録している。そもそも『經義考』と称する以上、時代の前後が精審ではないのでは、どうして「考」といえようか。かつ陸德明氏の『經典叢文』などは完成年月の記載がないが、その自序に「癸卯」とあることから、陳の至徳元年に違いない⁽²⁾。唐の貞觀癸卯ではない。完成年月の記載が無くてもおよそ調べるべきなのに、まして完成年月が有るものについてはなおさらだ。しかるに朱竹垞氏の『經義考』はどの書物の序を載録するにも多くは歲月を削除しているから、観る者は何をてがかりに師承のはじまりやその前後間の従・違のありさまを考えたらよいのか。むかし史館で四庫全書を校勘した時、つねに眼にした書物についてその歲月を補足記録したいとおもった。また現在見られる書物で朱竹垞が載録していないものと朱竹垞が載録しているもので現在眼にしないものなど、結局編集し書いて書物のかたちにはなっていない。さらに古人の著述を通してその成立年月を集め編集して一つの書物として参考のためそなえたいと思つたことがあつた。たとえば鄭康成が生まれたのは許叔重の『說文解字』成立の二十九年後である⁽³⁾という具合であ

る。たくさんのこうした考証に関わるものは、あるいは史伝により、あるいは注中の語によつて、徹底的にしらべあげ照らしあわせることによって整然と配列することは学芸の世界に必ずや寄与することだ。

また朱彝尊の『經義考』は、題目の下に列举するどの書物の考辨も論説もみないつしょくたにして「誰それ曰く」としてそれが何の書物、何の注、何の集からぬき出したのかが著していかないから、その引用の帰結を見ようもないでの、学人が照らしあわせ互いにあかしとする箇所では、たすけにならない。

思うに朱竹垞のこの書物は、むかしの人の書物が存するか亡失しているかの調査を旨として作られたもので、もっぱら書物の存・佚に意がそそがれ、後の人気が精査するということまで考證が至らなかつたのである。わたくしに『經義考補止』数卷があり、さらにわたくしと同年の進士・盧抱経も補正の数卷がある⁽⁴⁾といえ、どちらもわずかにその一、二端を拾いあげているだけである。なによりも各条の成立年月が補われていないのが大いに残念なことである。

注

(1) 『周易玩辞』の自序に慶元四年(一一九八)とあり、汪懋竑の『朱子年譜』は『周易本義』の成立を淳熙四年(一一七七)とする。

(2) 通志堂本に付す「序」の文中「癸卯」の干支が見える。

(3) 『說文解字』は永元十二年(一〇〇)に完成したといわれ、鄭康成は永建二年(一二七)年に出生した。

(4) 翁方綱に『經義考補正』十一卷がある。盧抱經（文昭）のものは各目録に見えない。